

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（174）

2. 日時：令和2年7月30日（木）16時05分～17時55分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、加藤安全審査官、荒川安全審査専門職

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他8名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その3）について、資料1に基づいて説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

・第356回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和2年6月22日）における説明からの変更点を明確にする必要があること。

・JRR-3の運転により発生するトリチウムについて、運転に伴う濃度の上昇程度と管理値の関係を示す必要があること。

（3）原子力機構から、設工認（その7）について、資料2に基づいて説明があった。

（4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

・今回の津波防護施設の新設に対する説明方針を考えた上で、検討、評価、設計等の内容が理解できるように資料を見直す必要があること。

・平成24年茨城沿岸津波対策委員会の評価に対して、今回原子力機構が行った評価の目的等を示す必要があること。

・地盤改良の目的が洗掘と液状化対策の両方あることを示す必要があること。ま

た、津波防護施設の内側にある廃棄物保管棟・ 、 、保管廃棄施設・NL についての液状化に対する検討について示す必要があること。

(5)原子力機構から、設工認(その 8)について、資料 3 に基づいて説明があった。

(6) 上記(5)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

- ・資料の内容については、資料 2 と同様な観点から見直す必要があること。
- ・耐震補強として、杭の新設、柱の増し打ち等が必要な理由を示す必要があること。

6 . 配付資料

・原子力機構からの配付資料

資料 1 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請(その 3) 補正申請概要

資料 2 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請(その 7) 設計方針に係る追加説明【第 1 編 保管廃棄施設に係る津波防護対策】(案)

資料 3 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請(その 8) 申請概要【第 1 編 第 3 廃棄物処理棟の耐震補強】【第 2 編 減容処理棟の耐震補強】【第 3 編 解体分別保管棟の耐震補強】(案)